

令和6年度 川崎駅東口駅前広場イベント実施 事業者募集要項

1. 本事業について

公共空間の利活用を通じた賑わいの創出や回遊性の向上による、地域経済の活性化及びエリア価値の向上等を目的に川崎駅東口駅前広場でイベントを実施する事業者等を募集します。

本要項は道路上等でイベントを実施するために必要となる、川崎市からの後援を取得するための条件等を定めるものです。ただし、本事業以外の、川崎市が実施する事業に関連して後援をする場合は、本要項の規定にはなりません。

2. 実施概要

① 実施エリア

川崎駅東口駅前広場のうち、川崎ルフロン前の歩道部分

別添の「川崎駅東口広場（川崎ルフロン前）の活用時のルールについて」の中で、具体的な事業エリアを示していますので、ご確認ください。

なお、同駅前広場周辺のその他の公共空間等の利用を希望する場合等は、本市にご相談ください。

② 募集期間

令和6年2月21日～令和6年10月25日

③ 実施期間

令和6年4月1日～令和6年12月27日

④ 実施頻度

各事業実施者が実施できるイベントは、土曜日、日曜日、及び祝日については、同一月内でそれぞれ1日ずつを上限とします。（可能な限り連続での開催としてください。）

ただし、6①で示す事前相談（エントリー）の期限までに、エントリーのなかった日程での実施については、上限を超えている場合でも許可をする場合がありますので、事前にご相談ください。

平日の開催については、本市と協議してください。

なお、キャンセルを前提とした、日程確保のためのエントリーはご遠慮ください。

⑤ 実施内容

飲食、物販、パフォーマンス、ワークショップ等（以下「店舗等」とする）による賑わいの創出に資するイベント。

※個別の店舗等の募集ではなく、複数の店舗等を集めたイベント単位での募集となります。

なお、提案内容については、7①の通り店舗等の調整を頂く可能性がありますので、予めご承知おきください。

⑥ 費用負担

本募集への応募、各種申請等及び事業実施に係る費用については応募者の負担とします。

⑦ 出店料等

本市への出店料：無料

インフラ使用料：無料（インフラについては8②を御参照ください）

道路占用料：詳細はガイドラインをご覧ください。

<<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000076081.html>>

※イベント実施に係る各申請に伴い別途申請料等が発生する場合があります。

イベント実施に係る各申請に伴い収支の報告を求められる場合があります。

イベント主催者が個別の参加店舗から出店料を徴することは可能です。

来場者から実施エリアへの入場料を徴することはできません。（有料席等の設置は可）

⑧ その他の申請等について

イベント実施にあたり必要になる各種申請・届け出等については事業実施者が行ってください。ただし、道路占用許可等について、本市名義で申請を行う場合もありますので、申請に当たっては本市と協議をしてください。

なお、飲食を伴うイベントの際に、川崎区役所衛生課に対して申請が必要となる「行事開催届・行事開催届」の詳細については、本市ホームページをご確認ください。

<<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140232.html>>

また、申請が不要の場合においても、事業実施者にて営業区域や取扱品目や品種、出店する車両等の営業許可証を確認する等適正に取り扱って下さい。

（参考）本エリアでのイベント実施に伴い、一般的に必要な各種申請・届け出等

申請等	道路占用許可	道路使用許可	出店概要書 行事開催届	露店等開設届
提出先	川崎区道路公園 センター管理課	川崎警察署	川崎区地域みまも り支援センター 衛生課	川崎消防署予防課
概要	一般交通以外で道 路上に工作物等を 設置することへの 許可	道路の通常以外の 使用についての許 可	飲食を伴う行事を 開催する際の届け 出	火器等を使用する 露店等を設置する 場合の届け出

本表はあくまで一般的に必要な届け出等を例示したものです。事業実施者の責任において、実施内容に応じて必要となる申請・届け出等を確認し、確実に手続きを行ってください。また、各申請の内容等については、それぞれの提出先等にお問い合わせください。

3. 募集対象

次の各号を満たす団体等を募集対象とします。

- ① 暴力団関係者及び暴力団関係企業又は反社会的行為を行う者でない。
- ② 市税等の滞納をしている者でない。
- ③ 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類する倒産手続きの申立てがなされた者でない。
- ④ 類似実績を有する団体等である。
- ⑤ 以下のいずれかを満たす団体等であること。
 - ・本市及び近隣自治体を中心に活動する団体等であること。
 - ・川崎駅周辺に店舗、事務所等を置く事業者の商品の販売、サービスの提供、PR 等を含むイベントを実施する団体等であること。
 - ・本市在住の個人によるオリジナル商品、サービスの提供を含むイベントを実施する団体等であること。
 - ・本市の施策等の推進に寄与する取組を行う団体等、又はそれらの団体等と連携したイベントを実施する団体等であること。

4. イベント実施にあたっての条件

イベントは以下の条件のもと実施してください。

- ① 事業目的に沿った内容を実施すること。
- ② 近隣の商店街などの商業者と連携した取組を実施すること。
- ③ 本市から要請があった場合には、川崎市市政 100 周年記念事業、全国都市緑化かわさきフェア、東海道川崎宿起立 400 年事業など、本市が実施する取組と連携した取組を実施すること。
- ④ 会場のデザインやレイアウトについて、歩行者が立ち寄り、滞在しやすい等、魅力的な空間構成となる計画とすること。
- ⑤ 歩行者や近隣施設等の周辺環境と調和した計画とすること。
- ⑥ 計画の具体性や、業務実施体制、スケジュールなど、実現性のある計画とすること。
- ⑦ イベント実施時に、会場内にベンチやテーブルを設置するなど、来場者の利便性、快適性の向上に資する取組を自らの企画として実施すること。また、飲食店舗の出店がある場合には適切な規模の飲食スペースを設けること。
- ⑧ イベント実施の際は、来場者等が利用するゴミ箱等を設置し、適切に利用されるように事業実施者が管理すること。またイベント実施の前後には、会場内（イベントで使用了範囲に関わらず広場全体）の清掃を実施すること。その際発生したごみ等の処分についても、事業実施者において処理をすること。
- ⑨ 当該エリアの活用に関する検討のため、アンケート調査、通行量調査、音量調査等を実施すること。
- ⑩ 会場内に事業実施者の問い合わせ先を明示すること。
- ⑪ イベント開催時（準備、片付けを含む）は主催者が常駐し、道路使用許可申請書等を

携帯すること。

- ⑫ テントや車両等が当該広場に設置されている場合は昼夜問わず、常時関係者を配置すること。また、イベント開催時にはイベントの運営に必要な人数を適正に配置すること。
- ⑬ 本市の「川崎駅東口駅前広場イベント実施のためのガイドライン」に基づき実施すること。
- ⑭ 事業実施者はイベント保険（賠償責任保険及び傷害保険）に加入すること。
- ⑮ 感染症対策等、社会情勢を踏まえた計画とすること。

5. イベント参加希望者への対応について

- ① 事業準備期間及び事業実施期間中にイベントへの参加、出店等を希望する者があった際には、出店内容等が本事業の目的等に反さない場合で、物理的、時間的制約が許す場合には、参加が可能となるよう努めてください。また、直近のイベントへの参加が難しい場合も、次回の開催を案内するなど、適切な対応に努めてください。
- ② 参加の希望があった場合は、速やかに本市と協議、調整を行うとともに、出店等の手続きについては事業実施者において対応をしてください。
- ③ 本市に対して、参加希望等を含む問い合わせ等があった場合には、事業実施者の連絡先等をお伝えさせていただく場合があります。

6. 応募手続き

① 事前相談（エントリー）

下記提出資料（様式0）を事業実施を希望する日の2か月前までに下記連絡先まで、持参、郵送またはEメールでご提出ください。

提出後、担当者より実施内容等の協議のため、電話等により、ご連絡をさせていただきます。

事前相談の中で、実施内容の調整をお願いしたり、実施をお断りしたりする場合がございますので、予めご承知おきください。

実施日程が、本要項に基づき実施される他のイベントと重なっている場合、原則先着順としますが、適宜ご調整をお願いする場合があります。

エントリー後であっても、本市等が実施する他の公共的事業のために、実施日程、実施内容について変更を指示する場合があります。

なお、4月のイベント実施については、エントリー期限によらず、随時ご相談ください。

② 申請書類提出

事前相談で協議が整った場合、下記提出書類を事業実施を希望する日の1か月前までに下記連絡先まで、持参または郵送でご提出ください。

内容を審査後、後援承諾書を発行いたします。

③ その他の申請

2⑦のとおり、イベント実施にあたり必要になる各種申請・届け出等については申請

者が行ってください。ただし、道路占用許可等について、本市名義で申請を行う場合もありますので、申請に当たっては本市と協議をしてください。

申請にあたっては、後援承諾書が必要になる場合がございます。

各申請の詳しい内容については、各申請先にお問い合わせください。

④ 実施内容の変更について

申請内容に変更がある場合は、変更内容について、その都度本市に報告してください。

⑤ 提出書類

(事前相談時に提出するもの)

事前相談書(様式0)

(申請時に提出するもの)

共催・後援申請書(様式1)

計画概要書(様式2)

企画書等の実施内容がわかる資料(形式自由)

配置図(様式3)

過去の活動実績がわかる資料(形式自由)

収支計画書(形式自由)

実施条件チェックリスト(様式4)

暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書(様式5-1、5-2)

団体の規約、会則その他これらに類するもの

(事業実施後に提出するもの)

実施報告書(様式6) ※必ず事前に報告が必要になる項目を確認してください。

収支報告書(形式自由)

アンケート結果や来場者等を取りまとめた資料(形式自由)

⑥ 提出先

〒210-8577 川崎区宮本町1番地 本庁舎19階

まちづくり局拠点整備推進室 担当 野間、柏原

電話 044-200-3027

Eメール 50kyoten@city.kawasaki.jp

7. 審査

① 提案内容の調整

本市による審査に並行して、提案内容について本市が周辺商業施設等と調整を行い、提案内容の変更をお願いする場合があります。

② 審査方法

3に示す募集対象及び4に示すイベント実施にあたっての条件に基づき本市で審査を行います。実施条件チェックリスト(様式4)を使用して、原則すべての項目に適合する計画となっていることを確認し、申請を行ってください。

8. その他

① 本要項等の遵守について

事業実施者は、事業の実施にあたり本要項及び関係法令、その他の通知等を遵守するとともに、各出店者等の関係者の遵守について指導義務を負うものとします。

② 会場の使用条件

別添の「川崎駅東口広場（川崎ルフロン前）の活用時のルールについて」に従って、使用してください。

③ 禁止事項等

本募集への応募及び実施する事業について、以下の事項に該当する場合は事業実施をお断りする場合があります。

- ・提出書類に虚偽の記載等があった場合
- ・布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的としている場合
- ・寄付金の募集、募金活動
- ・マルチ商法、無限連鎖商法等に関する事業内容であると判断された場合
- ・法令等及び公序良俗に反する、又はその恐れがある場合
- ・その他本市が不相当と判断した場合

④ イベント中止時の対応について

天候等、やむを得ない理由によりイベントの実施が難しい場合には、速やかに本市へ報告の上、関係者への周知等について協議を行ってください。

⑤ 緊急時対応

事業実施中の突然の荒天や事故、災害等、不測の事態が発生した際は、直ちに本市へ報告してください。

⑥ 免責

以下の免責事項をご確認の上、イベント保険への加入等、適切な対策をご検討ください。

- ・決定の通知後であっても、募集対象の条件等や、本要項の禁止事項、関係法令等の違反等が判明した場合、実施をお断りする場合があります。また、これにより事業実施者、出店者、その他関係者に生じた一切の損害の補償等はいりません。
- ・事業実施中の盗難・事故、販売品の瑕疵、食中毒その他出店者間、購入者間の諸問題について、本市はその一切の責を負いません。
- ・事業実施者及び出店者等の関係者が第三者に対して損害を与えた場合、事業実施者及び当該出店者の責任と費用をもって解決するものとします。
- ・当該広場の歩道等に損傷や汚損等を与えた場合は実施事業者にて復旧するものとします。車両の搬出入路やテント等を設置する場所等の設営前後の写真を撮影し、損傷や汚損等を確認した上で、実施事業者にて保管してください。
- ・天候や災害等、本市の責めに帰さない原因による実施日程の変更や実施の中止によって生じた損害について本市は一切補償いたしません。
- ・出店者の商品、接客に関すること等、事業実施者に起因する苦情等が本市宛てにあ

った場合には、事業実施者の連絡先を伝える場合があります。

- ・事業実施エリアを、本市において公用又は公共の用に供すること、その他の公共的な原因のため実施日程を変更または実施を中止等とした場合に、それらによって生じた損害について本市は一切補償いたしません。

⑦ 実施状況の記録及び公開について

本市は申請内容のうち、実施事業の名称、日程、主催者及び、その問い合わせ先について、本市のホームページ等で公開することがあります。また、事業実施中に出店者並びに出店内容について、撮影等による記録を行い、その記録を web サイト、印刷物、その他の公開する資料等に使用することがあります。

⑧ 実施内容の調整について

周辺商業施設等との調整や、実施状況等を踏まえ、本市の判断によって実施内容、実施頻度等について変更を指示する場合があります。

また、事業エリアにおいて、過年度より継続されているイベント、周辺商業者等によるイベント等を実施する場合や、本市の事業に関連する取組等で事業エリアを使用する場合に、事業実施の日程及び内容についての調整を指示する場合があります。

⑨ 本募集に係る権利の譲渡等の禁止について

本募集に係る事業実施についての権利を他者へ譲渡・転貸することはできません。